

## 共同研究契約等における誓約書ガイドライン

1. この「共同研究契約等における誓約書ガイドライン」は、共同研究等契約書に明記される研究代表者及び研究協力者として参加する学生を対象とする。
2. 研究代表者は、共同研究等において、誓約書を提出しない大学院生等を参加させてはならない。
3. 本学が実施する共同研究等の契約書で定める研究協力者として大学院生等が参加する場合には、研究代表者は、参加を希望する大学院生等に秘密保持の対象や必要性を説明した上で誓約書の提出を求める。
4. この誓約書は、研究代表者と大学院生等の合意に基づいて提出するものである。
5. 研究代表者は、大学院生等に誓約書の提出を強制してはならない。
6. 大学院生等は、自分の自由な意志でもって誓約書に署名・捺印する。
7. 研究代表者は、誓約書を提出しない者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。
8. 研究代表者は、共同研究等に参加を希望する大学院生等に、共同研究等の契約内容の関係する条文について説明を行わなければならない。大学院生等は、十分に理解できるまで研究代表者に説明を求めることができる。
9. 研究代表者は、共同研究等に参加を希望する大学院生等に、秘密保持の期間中においては、当該共同研究等の契約書で定める秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならないことを説明しなければならない。
10. 研究代表者は、共同研究等に参加を希望する大学院生等に、共同研究等において大学院生等が発明及び考案等を行ったときには、弘前大学知的財産取扱規程および成果有体物取扱要項に従わなければならないことを説明しなければならない。
11. 研究代表者は、共同研究等に参加を希望する大学院生等に、弘前大学知的財産取扱規程および成果有体物取扱要項の関係する条文について説明を行わなければならない。  
大学院生等は、十分に理解できるまで研究代表者に説明を求めることができる。
12. 研究代表者は、共同研究等に参加を希望する大学院生等が研究等に参加をする前に、誓約書原本を各部局長へ、各部局長が誓約書写を契約担当役に提出しなければならない。

「共同研究等」・・・共同研究，受託研究及び受託事業

「研究協力者」・・・契約書で定める研究協力者

「大学院生等」・・・大学院及び学部の学生

「誓約書」・・・秘密保持誓約書

以上